令和4年 第1回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年1月24日

- 1 日 時 令和4年1月24日(月) 午後2時59分~
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館 3 階 大会議室
- 3 日 程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
 - 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
 - 承認の件
- 4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員
- 5 議事録署名委員 2番 花田 弘樹 委員、3番 有泉 善人 委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会: 午後3時27分

【事務局長】

それでは、令和4年第1回の総会を始めさせていただきます。 はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお 願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

それでは令和4年1月、第1回の農業委員会総会を開催致します。よ ろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願いします。

【議長(会長)】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 18 人です。定足数に達しておりますので直ちに会 議を開きます。

(日程第1

議事録署名委員の

指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番花田委員と3番有泉委員を指名致します。

(日程第2

会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3 議事) (報告第1号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程 致します。

事務局に番号23番から24番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

では資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたの で報告します。

番号23番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積 559 \mathbf{m} を、●●の●●さんが、共同住宅にするための届出が出ております。

続きまして、番号 24 番、地図・公図は 3 ページ、4 ページになります。

ullet 番地、面積 33 mを、ullet のullet さんが、宅地拡張するための届出が出ております。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第2号)

【議長】

次の議事に移ります。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程 致します。

事務局に番号51番から58番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の2ページをお願い致します。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたの で報告します。

番号51番、地図・公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 1,436 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●● さんに、所有権移転により宅地分譲 6 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 52 番、地図・公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 640 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲 2 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 53 番、地図・公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 871 m^* を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲 4 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 54 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 347 mを、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により共同住宅にするための届出が出ています。

なお、この案件は農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件、番号23番と一体の転用になります。

次のページ3ページへ行きまして、番号55番、地図・公図は13ペー

ジ、14ページになります。

●●番地、面積 138 mを、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 56 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 1,159 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●● さんに、賃貸借権の設定により倉庫にするための届出が出ています。

続きまして、番号 57 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、面積 719 ㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 107 ㎡を、●●の●●さんが、総計で 826 ㎡を、●●の●● さんに、所有権移転により長屋住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 58 番、地図・公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、面積 449 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により貸駐車場にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第1号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致 します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の4ページをお願いします。

番号1番、地図・公図は21ページ、22ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 1,048 ㎡を、●●の●●さん持分 1/2 と、● の●●さん持分 1/2 が、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲 4 区画にするための許可申請が出ています。

申請地は、用途地域内であり、第3種農地と判断されます。

申請書に添付された隣接耕作者の同意書、事業計画書、資金証明書、 土地利用計画図のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題は ないと考えられます。

所要面積 1,048 ㎡に、1 区画 205.11 から 292.02 ㎡を 4 区画造成します。

給排水は、南側の上下水道本管へ接続予定です。

写真は南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。

1月17日に●●、●●推進委員、事務局、私とで現地調査を実施致しました。

当該農地の付近は、北側が●●ということで、南側は●●になっています。第3種農地という判断でよろしいかと思います。

現状写真を見ていただくと奥の方に木がいっぱい生えている、ここは 耕作放棄地になっており、その向こう側が●●となっております。

そういうことでありますので、ここを宅地分譲するということでありますが、給排水及びその他は、先ほど事務局からも説明がありましたように、接続が可能ということでありますので、宅地分譲をするということに置きましては、問題はないかという風に判断致します。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

1月17日に、●●、●●らと調査を致しました。

周りは大体開発されておりまして、特別支障は無いと思いますので、 転用の方は大丈夫だと思っております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号1番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号2番、地図・公図は23ページ、24ページになります。

●●番地、他 3 筆、合計 1,924 ㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 506 ㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、 ●●番地、面積 363 ㎡を、●●の●●さんが、総計で 2,793 ㎡の内 355.9 ㎡を、●●の●●に、使用貸借権の設定により埋蔵文化財試掘のためー時転用をするための許可申請が出ています。

申請地では、店舗を建設する計画がありますが、そこが埋蔵文化財包 蔵地となっていることから、事前に遺構等の存在を確認するため一時転 用申請がありありました。

当該地は。農振農用地及び、10ha 未満の集団農地である、第2種農地になります。

申請書に添付された事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書、農地復元計画書等から問題はないと考えられます。

写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。

先週の17日に、●●、●●、事務局、●●推進委員と現地調査を致し

ました。

周りは、道路に面しておりまして、西側に●●があります。

問題がない所になるので、良いじゃないかとは思います。迷惑がかからないようにするので、ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めますが、本日欠席しております。特に 問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

先ほどの事務局の説明で、ちょっと説明がなかったようですけど、スライドに、令和4年度より、試掘のための一時転用は申請不要となる予定です。と書いてありますけど、これは、文化財保護法が変わったのか、農地法が変わったのか分かりませんけども、今年の4月から申請はいらないということが決められたということのようなので、教えていただければ。

【事務局】

昨年 12 月の末に、規制改革委員会というものが開かれまして、そちらで農林水産省から、試掘のための一時転用は不要となることを閣議決定したということで、今から要綱とかを変えて、農地法の施行規則等を変えていくということで、令和3年度中に全ての法律を変えて、令和4年度から施行するという話しがありましたので、スライドに注釈として載せさせていただきました。

この一時転用の案件が試掘の一時転用では最後になるのかな、というところで、今後については、試掘の担当が生涯学習文化課になるので、そちらの方にも、埋蔵文化財法の改正として通知が行くと思いますので、そちらと連携を取りながら、4月以降不要になることについて確認を取りつつ事務を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【●●委員】

閣議決定で、施行が令和4年4月ということで発出されるということですか。

【事務局】

はい。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

埋蔵文化財を発掘するについて、公共事業であれば市町村が対応するというのは分かるのですが、ここは商業用地で、民間がやる所を●●が事業主体になってやるということは、その理由というのはどういうことなんでしょう。要するに市が金を出すということですよね。

【事務局】

確かに、最終的な転用事業者は民間になるのですが、当該地が埋蔵文 化財包蔵地ということで、文化財保護法に基づいて、行政で試掘調査を 行うと、つまり、開発を規制して、ちゃんと調査をしてから、埋蔵文化 財の有無を確認して、問題がなければ開発して良いですよ、というもの です。

【●●委員】 その場合の、費用負担はどうなるのか。

【事務局】 調査は市で行いますので、市の負担になります。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第2号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号1番から5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の5ページをお願いします。番号1番、地図・公図は25ページ

から、27ページになります。

●●番地、他1筆、合計1,107 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●● さんに、畑を5年間、新規で貸し付ける計画が出されました。 小作料は無償で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 2 番、地図・公図は 28 ページ、29 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 1,469 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●● さんに、田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は10a当たり9,000円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 3 番、地図・公図は 30 ページ、31 ページになります。

●●番地、面積 660 m^2 を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、柿の作付けを予定しています。

次のページ 6 ページへ行きまして、番号 4 番、地図・公図は 32 ページ、33 ページになります。

●●番地、面積 709 mを、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は10a当たり4,937円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 5 番、地図・公図は 34 ページ、35 ページになります。

●●番地、他2筆、合計1,317 ㎡を、●●の●●さんが、●●の●● さんに、田と畑を10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。 小作料は無償で、野菜等の作付けを予定しています。 説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業 委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号1番から5番を承認することに決定致 します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。 有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

以上で本日の農業委員会の総会を終わらせていただきます。 お疲れ様でした。

午後3時27分 閉会